

輪島市出産サポート119

事前登録で緊急時の出産をサポート！

この制度について

妊娠中から出産予定日等を事前に登録しておくことで、緊急時に移動する手段がない場合に救急車等でスムーズに医療機関に搬送することができます



対象となる方

- ・輪島市に住む妊婦さん（里帰り中の方も登録可能）
 - ・緊急時に移動手段がない
 - ・かかりつけの医師等が救急車による搬送が必要と判断した場合
- ※上記すべてに該当する方

登録方法

- ① 事前登録届出書を輪島市役所 子育て健康課に提出
- ② 市が「輪島市出産サポート119 登録者カード」を交付
- ③ 市から輪島消防署へ登録情報を提供する

利用の流れ

1. 強い痛み・出血・陣痛が始まった・破水した！
そして・・・“移動手段がない！”
2. 妊婦さんから病院へ状況を連絡し、必ずかかりつけの医師等の指示に従って下さい。（明らかに緊急な場合は、すぐに **119** へ）
3. かかりつけの医師等から救急車の要請指示が出たら、**119** へ電話し、以下の情報を伝えて下さい。
 - ・妊婦氏名 ・登録者カードに記載されている登録番号
 - ・身体の状態 ・医師等の指示内容



※救急車を利用できるのは、緊急時（母子に危険がある場合や、妊婦さんが安全で速やかに移動する手段がない場合等）で、かかりつけの医師等が救急車による搬送が必要だと判断した場合に限ります。

※搬送先は出産予定の医療機関ですが、状況によっては搬送先が変更になる場合があります。

※市では、健診や出産にかかる交通費や宿泊費の助成を行っています。

※事前に登録した内容に変更が生じた場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ

輪島市役所 子育て健康課（健康増進係）

0768-23-1136

以下は注意事項となりますので、必ずご確認ください

1. 救急車による救急搬送は、通常の出産には適用されないため、ご家族であらかじめあらゆる事態を想定して、出産医療機関までの移手段・移動方法を確認する必要があります。
2. 市が実施している妊産婦交通費等支援事業により、出産に要する交通費の助成や出産前に必要な宿泊費の助成を行っています。あらかじめ出産に向けた準備をするとともに、出産医療機関までの移手段や宿泊施設等の確認をして下さい。
3. 救急車による搬送は、通常ではない状態（痛み、出血等）であり、かかりつけ医による救急搬送の指示があって行うものです。隊員が状態を確認し、かかりつけ医に救急車による搬送が必要か確認します。
4. 通報時若しくは救急隊員が状況確認した上で、かかりつけ医等との協議により救急車による搬送が無いと判断した場合は、救急車による搬送は行いません。
5. 激しい痛み、大量の出血、異常分娩等の明らかに緊急の場合は、かかりつけ医への連絡よりも119番通報を優先して下さい。家族や関係者が同席している場合は、かかりつけ医への連絡も同時に行って下さい。
6. 救急隊員は分娩の介助のみ行うことができます。また、救急車内での出産後の母子管理については、救急隊員は医療行為以外の処置を可能な範囲で行いますが、産後のリスクへの対応は限定的なものとなりますのでご承知おきください。
7. 異常分娩の可能性が高い状況下において、かかりつけ医療機関で受入れできない時は、かかりつけ医等の指示により選定された医療機関に搬送先が変更される場合があります。
8. 本事業に起因する以外の事故等については申請者の自己責任とし、関係する機関（市・消防・病院等）に責任を求めないことに同意していただく必要があります。
9. 次回、かかりつけ医療機関受診等の際に、リーフレット（この紙）と登録者カードを担当医等に提示して下さい。
10. 登録いただいた個人情報本事業以外に使用しません。登録内容に変更が生じた場合は、輪島市子育て健康課までご連絡願います。また、出産予定年月日から2週間過ぎた場合は、情報共有した事前登録届出書等について消防は自動的に廃棄することとなりますのであらかじめご了承ください。

